

船舶事故調査報告書

平成25年7月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成24年8月18日（土） 21時20分ごろ
発生場所	沖縄県久米島町鳥島漁港南方沖 久米島町所在の鳥島港南防波堤灯台から真方位191° 1,300m付近 （概位 北緯26° 20.0′ 東経126° 44.8′）
事故調査の経過	平成24年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート 夢丸、5トン未満 296-16971 沖縄、個人所有 5.02m (Lr) × 1.64m × 0.65m、FRP ガソリン機関、22.07kW、平成8年1月24日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年11月9日 免許証交付日 平成21年6月15日 （平成26年11月8日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船橋上部圧壊、船外機破損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、久米島町兼城港を出港し、鳥島漁港南方沖において投錨して僚船をロープで係留したのち、僚船と共に釣りをを行った。 本船及び僚船は、餌がなくなったので帰航することとし、船長は、僚船を先に帰航させたのち、錨を上げて約2ノットの対地速力で帰航を始めた。 船長は、鳥島漁港の入口周辺にさんご礁脈（以下「礁脈」という。）があり、礁脈上で時々高い波が発生することを知っており、それを避けるため、通常はその礁脈から200mほど離して航行していたが、別の灯標を目標としていた灯標と思い、本船が、礁脈上を航行していたところ、突然、右舷側から波高約3mの磯波を受け、平成24年8月18日21時20分ごろ、船首側から転覆し、船長及び同乗

	<p>者は海に転落した。</p> <p>僚船は、帰港したのち、しばらくしても本船が帰港しないことから不安に思い、再び出港して本船を捜索したが、発見することができず、久米島町消防本部に捜索を依頼した。</p> <p>船長及び同乗者は、陸上の明かりが見えたので、陸まで泳いでいけるものと思って泳いでいたが、潮流によって陸までたどり着けず、沖に流されていたところ、翌19日06時15分ごろ海上保安庁の航空機に発見され、久米島町消防本部所属の消防艇に救助された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長は、本船を平成8年に購入したのち、釣り場を定めて月に1回程度、昼夜を問わずに釣りを行っていた。</p> <p>本船は、レーダー及びGPSがなかった。</p> <p>兼城港の北西側に隣接して鳥島漁港があり、兼城港の入口には兼城港第1号灯標及び兼城港第2号灯標（群閃赤光、毎6秒に2閃光、光達距離1海里（M））が、鳥島漁港の入口には鳥島港灯標（単閃赤光、毎3秒に1閃光、光達距離3M）がそれぞれ設置されていた。（付図1 推定航行経路図 参照）</p> <p>船長は、ふだん、兼城港第2号灯標を船首目標にして帰航していた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったが、同乗者は着用していた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、鳥島漁港南方沖において、兼城港に向けて帰航中、船長が、ふだん、船首目標としていた兼城港第2号灯標を間違えて鳥島港灯標を目標として航行したことから、礁脈上を航行していることに気付かず、波高約3mの磯波を受けて転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、兼城港第2号灯標と鳥島港灯標がいずれも赤光であること、及び鳥島港灯標の光達距離が大きいことから、鳥島港灯標の灯光を兼城港第2号灯標の灯光と間違えた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、鳥島漁港南方沖において、本船が、兼城港に向けて帰航中、船長が、ふだん、目標としていた兼城第2号灯標を間違えて鳥島港灯標を目標として航行したため、礁脈上を航行していることに気付かず、波高約3mの磯波を受けて転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・慣れた海域でも、夜間航行するときは灯標等の確認を慎重に行うこと。・プレジャーモーターボートに乗船する場合は、救命胴衣を着用するとともに、適切な着用に留意すること。
--	---

付図 1 推定航行経路図

